



税務情報

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 — 閣議決定

4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、内閣府のウェブサイトの「[経済対策等](#)」のページにおいて「『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策』について」(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～(令和2年4月7日))が公表されました。

これは新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、II. 雇用の維持と事業の継続、III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、IV. 強靱な経済構造の構築及び V. 今後への備えを5つの柱として様々な施策を講じるもので、このうちの「II. 雇用の維持と事業の継続」の「5. 税制措置」において、以下の税制上の措置が提案されています。

<国税関係>

国税関係の税制措置案については、財務省のウェブサイト「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置\(案\)](#)」に掲載されている「[資料\(国税関係\)](#)」(PDF 282.7KB)(税制上の措置(案)の各項目の説明資料)において、より具体的な内容が明らかにされています。また、ウェブサイトには、下記(1)から(3)及び(6)の税制措置案の内容を解説するリーフレットも掲載されています。

(1) 納税の猶予制度の特例

2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての国税について、個人法人の別は問わず、2020年2月から納期限までの任意の期間(1ヵ月以上)において、新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、かつ一時に納税を行うことが困難である場合には、無担保かつ延滞税なしで1年間、国税の納税を猶予する特例が設けられる。

(2) 欠損金の繰戻しによる還付の特例

現在、中小企業(資本金1億円以下の法人)に認められている青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)も適用できることとする特例が設けられる。

(3) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制(租税特別措置法第42条の12の4)において特別償却(即時償却)又は税額控除の対象とされる設備に、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加される。

(4) 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額は、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とされる。

(5) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例(消費税率の引上げによる税負担の増加を緩和するために控除期間が13年に延長された住宅ローン控除)の適用要件及び中古住宅の取得に係る住宅ローン控除における適用要件(取得の日から6ヵ月以内の入居を求める要件)について弾力的な取扱いが認められる。

(6) 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

事業者の2020年2月1日から2021年1月31日までの期間のうち、一定期間(1ヵ月以上の任意の期間)における売上げが著しく減少(前年同期比おおむね50%以上)した場合、課税期間開始後における消費税の課税事業者の選択に係る適用の変更を可能とする等の特例が設けられる。

(7) 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税は非課税とされる。

<地方税関係>

地方税関係の措置については、総務省のウェブサイト「[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について](#)」に掲載されている「[新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置\(案\)について\(地方税関係\)](#)」(PDF 561.9KB)(【参考資料】税制上の措置(案)について(地方税関係))において、より具体的な内容が明らかにされています。

(1) 徴収の猶予制度の特例

一定の場合には無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予する特例が設けられる。

(2) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

2021年度課税の1年分に限り、中小事業者等の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準は2分の1又はゼロとされる。

上記のほか、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長及びイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応等も措置される予定です。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.